

第5期第1回練馬区障害者地域自立支援協議会議事録

- 1 日時 令和元年7月24日(水)午前9時30分から10時50分
- 2 場所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 森山委員、松澤委員、的野委員、市川委員、田中康子委員
北川委員、松本委員、安部井委員、中野委員、渡辺委員
伊東委員、榎本委員、寺尾委員、上原委員、田中幸彦委員
蔵方委員、菊池委員、石野委員、益子委員、藤巻委員
高橋委員、齋藤委員
(以上22名)
- 4 傍聴者 6名
- 5 配付資料
 - ① 資料1 練馬区障害者地域自立支援協議会委員名簿(第5期)
 - ② 資料2 練馬区障害者地域自立支援協議会区職員出席者名簿
 - ③ 資料3 練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱
 - ④ 資料4 第5期練馬区障害者地域自立支援協議会の体制
 - ⑤ 資料5 各委員からのご意見
 - ⑥ 資料6 次期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について
 - ⑦ 資料7 障害者虐待への対応状況について

○障害者施策推進課長

定刻になりましたので、第5期第1回練馬区障害者地域自立支援協議会を開催いたします。本日、会長、副会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます、障害者施策推進課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、障害者地域自立支援協議会の開催方法について、ご説明をさせていただきます。

本会議は年3回の開催とし、会長が招集いたします。会議の公開につきましては、公開といたしまして、一般区民の傍聴を可能とするものでございます。ただし、傍聴人による発言、録音、撮影は認められません。

次に、会議録の公開でございます。会議中の発言は録音させていただき、会議録は公開いたします。恐れ入りますが、ご発言の際は所属とお名前からご発言をお願いいたします。会議録作成後、各委員に確認していただいた上で、区ホームページに公開をいたします。なお、公開に際して、発言者個人は特定できないようにいたします。

また、本日スクリーンに皆さまのご発言を文字で映し出すUDトークを設置しております。こちらのスクリーンに映ります。音響設備の都合上、文字を映し出すことができるマイクが2本あります。全ての発言を映し出すことはできない場合もございます。ここはご了承いただければと思います。

以上が、練馬区障害者地域自立支援協議会の開催方法でございます。

それでは、開会に当たりまして、福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

○福祉部長

おはようございます。皆さん、大変お忙しい中、練馬区障害者地域自立支援協議会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。本協議会は平成20年に第1回を開催しまして、それ以降4期にわたりまして、さまざまな分野の皆さまにご参加をいただきまして、障害者の地域生活における課題等について協議してきたところでございます。

前期の第4期では、全体会と専門部会の共通課題として、地域生活支援拠点の整備などが上がりまして、活発にご議論いただいたところでございます。

区では次期の練馬区障害者計画につきまして、令和3年度を初年度として策定していくことにしているところでございます。本協議会のご議論を新たな計画策定に生かしていきたいと考えております。活発なご議論とご協議をお願いして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○障害者施策推進課長

続きまして、委嘱状の交付でございます。本日机の上に置かせていただいた委嘱状をもちまして、第5期、練馬区障害者地域自立支援協議会委員の委嘱とさせていただきます。

それでは、ご就任いただいた委員の皆さまから一言ずつごあいさつをお願いします。
(委員、自己紹介)

○障害者施策推進課長

続いて、区の職員の出席者と事務局職員を紹介いたします。
(区職員、事務局職員、自己紹介)

○障害者施策推進課長

皆さま、ありがとうございました。それでは、次に会長と副会長の選任でございます。資料3、練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱をご覧ください。

設置要綱の第3条第3項。会長は委員の互選により学識経験者から選出し、副会長は会長が指名するとあります。いかがでしょうか。

○委員

高橋委員に会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○障害者施策推進課長

皆さま、いかがでしょうか。

(一同拍手)

ありがとうございます。それでは、前期に引き続き、高橋委員に会長を務めていただきます。

次に、副会長の選任でございます。会長に選任されました高橋委員より副会長のご指

名をお願いいたします。

○会長

副会長は齋藤委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○障害者施策推進課長

ありがとうございます。それでは、会長と副会長に一言ごあいさつをいただきまして、議事進行を会長をお願いいたします。

○会長

この自立支援協議会の発足以来、会長職を務めさせていただいています。委員の皆さまの活発なご参画をいただきながら、行政がいい施策を推進していただくということが重要な役ですが、それと同時に皆さんの現場での活動がますます充実するよう、この協議会が貢献できるような形で運営できればと願っております。よろしくお願いいたします。

○副会長

医師会の副会長をやっていますが、障害の会議は初めて参加させていただきます。分からないことがいっぱいあると思いますので、いろいろ教えていただきたいです。

少しお話ししますと、以前、障害区分の判定にも関わらせていただいたのと、あとは、児童相談センターの一時保護所と児童保護施設の嘱託医を10年くらい、させていただいています。

私は小児科医でございまして、発達のでこぼこがあるお子さんたちについて興味がありまして、医師会でもそのような会をさせていただいております。いろいろな障害に対して非常に興味を持って今までやってまいりましたので、皆さんよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。この2人で、会長、副会長でお世話役ということになるろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、第5期になります。そういう意味ではリスタートという、新たなスタートをするわけでございます。次第の4に、第5期練馬区障害者地域自立支援協議会についてという、そういう議題が上がっております。新任の委員の皆さまもおいででございますので、自立支援協議会の役割について、皆さまと情報を共有するために、事務局より自立支援協議会の役割などについて説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局

第5期練馬区障害者地域自立支援協議会の体制についてでございます。

協議会は大きく分けまして、全体会と専門部会の2つで構成されております。まず、

全体会についてご説明をさせていただきます。

全体会は障害当事者、サービス提供事業者、相談支援事業者、就労・福祉・教育関係者、学識経験者など、22名で構成するものでございます。

地域関係者と連携をして、情報の共有を行うとともに、専門部会の報告をいただきながら、個別事例などから見えてくる地域の課題を抽出しまして、地域の実情に応じた体制の整備等について協議をする場でございます。年3回の開催を予定してございます。

全体会の委員の皆さまにおかれましては、専門部会の参加もしていただくこととなっております。専門部会につきましては、各委員のご希望をお聞きしながら、テーマ等に応じて参加依頼を全体委員の皆さまにさせていただく予定でございます。

専門部会は全部で4つの専門部会を設置いたします。地域生活・高齢支援部会、相談支援部会、地域包括ケアシステム・地域移行部会、権利擁護部会、以上の4つになります。

また、第5期におきまして、地域自立支援協議会で協議する事項が5つございます。一つは相談支援ネットワークの推進、相談支援体制の整備に関する事。二つ目が障害者計画および障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況の把握、確認に関する事。三つ目が障害者虐待防止に係るネットワークの構築および障害者の権利擁護に関する事。四つ目が高齢期を迎える障害者の支援および地域の障害者を支援する取り組みに関する事。五つ目が精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、障害者の地域移行および地域定着支援に関する事でございます。

また、地域課題の解決のための体制整備のご提案も協議会でご議論いただければと考えてございます。

協議会の委員構成についてでございます。全体会委員の人数は22名といたしまして、記載の各選出区分により構成されてございます。

続きまして、3番、専門部会の設置についてでございます。4つの専門部会について簡単にご説明をさせていただきます。

まず、1つ目が権利擁護部会でございます。こちらの部会では、障害者虐待防止や障害者の権利擁護の推進について協議をさせていただく予定でございます。障害者虐待防止に係るネットワークに関する事や、障害者の権利擁護の推進に関する事について議論をさせていただきます。

2番目が地域生活・高齢期支援部会でございます。こちらの部会では、高齢期を迎える障害者の支援や、地域の障害者を支援する取り組みに関する協議を行います。障害者の地域生活を支えるための具体的な取り組みや、高齢期を迎える障害者への支援に関する課題や対応、それから、障害分野と介護分野の連携等に関する事について議論をさせていただく予定でございます。

続きまして、相談支援部会でございます。こちらの部会では相談支援ネットワークの推進と、相談支援の体制整備に関する協議を行っております。

相談支援に関する課題や対応、相談支援ネットワークの在り方、相談支援専門医の育成等について協議をしていく予定でございます。

最後、4番目でございます。こちらは新設となります、地域包括ケアシステム・地域移行部会となります。こちらの部会では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

の構築や、障害者の地域移行、地域定着支援について協議をいたします。障害者が地域で暮らすために必要な医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、教育などの基盤整備や支援体制の構築等に関するについて協議をしていく予定です。

以上の4つの専門部会を設置いたします。協議会の体制についての説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。これまでの自立支援協議会の検討が蓄積されて、今回も1つ専門部会が新設になります。新しい時代に備えたいろいろな検討をしていただけてきたわけですので。

第5期も今までの延長線上と、新しい課題、そういうものに応えながら議論を進めていきたいという、そういうことの説明であったかと思いますが。

何か委員の皆さまのほうから、ご質問やご意見等はございますか。

○委員

相談支援部会の相談支援体制の整備ということについて、もう少し具体的に教えてください。

○委員

障害者相談に関して、国全体の制度としては、自立支援法の中で義務付けられてきて、その後、個別給付による計画相談ですとか、地域移行、地域定着もでき、基幹相談支援センターができて、相談の機能をさらに細かく機能特化しながらさまざまな仕組みができてきています。さらに、それ以前に障害を持った方々が相談をしていなかったかという、当然地域の中で相談をする、さまざまなインフォーマルの仕組みがあったわけです。

それが今、さまざまな仕組みができていっているんだけど、それを連携させて個々のニーズに合わせて必要なときに必要な相談を使えるようにしていかなければいけないということです。これまでつくられてきた、もともとあった相談の仕組みを整理して、個々の利用者が利用しやすいように、機能するように。私たちからすれば機能するような相談として仕組みを整えていきたいと思います。一つ一つの仕組みは、それぞれつくられてきましたので。それを機能させるためには練馬区、地域に合わせた運用の仕方を考えていかなければいけないということで。それを皆さんと一緒に検討しているところです。

これまでも、この後もまた報告に合わせて提案をしていくようにしていきたいと思っています。

○会長

よろしいでしょうか。それでは、次の方ご質問をお願いします。

○委員

皆さま方の審議の対象にさせていただきたい案件がございます。

内容的には、現在実行中のみどりの風吹くまちビジョン、今は第2次計画が実施中で

ございますが、それに関連して施策4の障害者福祉に関連する問題でございます。

精神障害者に関して地域精神保健相談員というのが平成27年から配置されておりました。4名、この3月まではおりました。ところが、3月末で1名、理由が分かりませんが、恐らく勤務状況が非常に厳しいということで辞めたんだと思いますが、1人欠員になっております。

この精神保健相談員というのは、いわゆる現在非常に問題になっています精神障害者の、今までコンタクトされていない方々、あるいは途中で診断が終わった方々に対して、保健師とは別に、精神保健福祉士が配置されておりました。その4名の方々が配置されたおかげで、実に年間300件から500件の相談件数がありまして、非常に精神障害福祉に関して貢献しておりました。

ところが、3月末で1人お辞めになって、その補充を8月1日現在でかけているんですが、まだ決まっていません。

早急に、この欠員である最低1名。できれば、さらにこれを拡充していただきたいというのが第1点でございます。

もう1点は、やはり長期的な問題で病院の病床の増設でございます。光が丘病院が病床を100病床増加するというので、大体決まっているようでございますが。ぜひこの病床に精神科病棟をつくるように要望したいということでございます。

ご存じだと思いますが、高齢化に伴い、特に精神障害者の高齢化という問題があり、精神科を扱える病院がないということで、なかなか病床が付いていないと対応しきれない。しかも最近、診療拒否という問題が、精神障害者だけではなくて、知的障害者の方に対しても問題が起きております。

私ども、医師会等にもお願いをして、改善を要望しておりますが、地域包括ケアシステムの観点からも、在宅療養にまでつなげられる病棟を設置していただきたいというのが私のお願いでございます。以上2点、よろしく申し上げます。

○会長

これも大変大事な課題でございまして。継続的にも議論しなければいけない課題かと思っております。

○関保健相談所長

まず1点目です。精神保健相談員の方、ただ今、4名の体制ですけれども、1名欠員になっております。大変申し訳ないと思っております。この充足でございますが、8月1日付で充足する方向になっております。ですから、8月1日から4名体制に戻る予定でございます。

また、今後の拡充ですが、アクションプランでも相談員の配置につきましては拡充するという方向で出させていただいております。来年度以降、拡充していきたいと考えております。

また、2点目の病床の増設ですが、本日、医療担当の管理職が来ておりませんので、今、お話になったことにつきましては、私から担当に申し上げさせていただきたいと思っております。

○会長

ありがとうございます。私から質問させていただきたいんですが。相談員の身分は区の職員になるのでしょうか。

○関保健相談所長

区の非常勤職員ということになります。

○会長

これから、精神保健福祉士の確保というのはなかなか難しくなる、やっぱりニーズが拡大しているようでございますので、そういう意味では安定した雇用を保障することも大事なという、そこら辺はぜひご検討いただきたいと思います。

病床の問題は、なかなか一筋縄ではいかない問題でございましょうから。精神科病院の病床の在り方というのは、かねてから大議論があります。恐らく、遠隔地に入院を余儀なくされるというのは、さまざまな問題があるかと思えます。

やっぱり地域の中に支える場があるということが大変大事かと思えます。大変大事なご発言をいただきました。また、専門部会等でもご検討をいただくべきテーマでもありますので、よろしく願いいたします。

○委員

先ほどの説明の、第5期における協議事項の②の中で障害者計画および障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況の把握と確認というのがあったのですが、その進め方を教えていただければと思います。

○事務局

本日の案件6の(1)のところ、今、委員がおっしゃられた計画の策定についてご説明をさせていただく予定となっております。

○会長

各専門部会の委員構成についてはあらかじめご意向等は伺っているようでございます。それを踏まえまして、事務局で調整をさせていただくということで、事務局一任ということでご了解をいただけたら大変ありがたいと思います。よろしゅうございましょうか。それでは、そうさせていただきます。

それでは、資料5に各委員からいろんな意見をいただいております。これにつきましてご意見をいただいた委員から補足説明があれば、挙手して説明をいただきたいと思えます。ここにも記載をし損なったという委員の方もいらっしゃると思えます。他の委員に付け加える形でご発言をいただくことも可能でございますので、どうぞお手を挙げてご発言をいただけたら幸いです。

○委員

この、取り上げたいことの1番目に載っています、重度障害者居住の場での支援の人手不足解消のための方策の検討について。質問したいことがございますので、先に質問させていただきます。

みどりの風吹くまちビジョンアクションプランの中の戦略計画7に、障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備があります。中に、重度障害者のグループホームの整備が計画されています。グループホーム、制度上は共同生活援助ですけれども、家庭に代わる居住の場ですので、土日を含め1年を通して住まうことが当たり前です。

重度の障害者の日々の暮らしを支えるには、支援員の十分な配置が不可欠なわけですが、支援の人手不足から土日は家に戻らざるを得ないホームもあるようです。

そこで、まず区内の障害者のグループホームの運営実態をお聞きしたいと思います。365日の通年運営を実際実現できているグループホームはどのぐらいあるかをお聞かせください。まず、その質問からお願いします。

○障害者施策推進課長

今、練馬区全体のグループホームでの、土日も含めての稼働状況というご質問かと思っております。今、資料は用意していないんですけれども、基本的に365日、土日も含めて、そこが住まいの場として機能しているというふうに思っております。

ただ、重度障害者の方の場合に、その支援体制というのはなかなか構築が難しいということで、土日はご自宅にお戻りいただくようにというようお願いをされているという話はお聞きしております。

私どものほうでも、重度障害者の方のグループホームの場合には、国の求める体制だけではなかなか回らないというところも踏まえて、補助制度を設けております。その中で、そういったお話については状況、現況を確認しながら事業者にも体制を整えるようお話をさせていただきたいと思っております。

申し訳ございません。今現在の稼働状況というところについては、今は把握しておりません。

○委員

それでは、お願いします。私ども障害者団体からの情報というのは、すごく直接的で、全体を見通すところの情報は得られないものですから、正確ではないのですが、まず、グループホームの重度という規定というか、どういうふうにお考えなのか。障害者のグループホームの中軽度と重度というのを、どこで分けているのかははっきりした上で、それぞれがどの程度、土日を含め、通年で365日、本当に家庭に代わる場所として実態があるかを、ぜひ把握していただきたいと思っております。

障害者といっても、精神障害の方と知的障害と、ちょっと色合いも違う、グループホームの在り方も違うかもしれませんので、それぞれの数字を教えていただければと思います。

本当にごく身近な実感でいくと、365日対応という実態がないのではないかということ、実は想像しておりますので。そうなった場合にその利用契約とは、どういう関係

になるのか。あと、区の関わり合いはどうなるかというところまでお聞きしたいなというふうに思っていますので。できればそこを課題として早急にお返事いただけたらなと思っております。

○委員

重度のことでもございますが、中軽度のグループホームのほうも親が高齢化して、ご本人が50代ぐらいで、初めてグループホームに入るという人も多くございます。

そうすると、親が介護できなくなった、そういう人がグループホームに、要は初めてそこから入るといった人もたくさんいます。

そうしますと、土日に帰るといったところは重度にかかわらず大変課題だと思っておりますので、付け加えてよろしく願いいたします。それから、もう1点。北町2丁目に開設予定の、ここも重度グループホームと書いてありますが、地域生活支援拠点のことだろうと思います。拠点としてどのような整備をされるのかということも、今からの課題だと思っております。今、もう既に練馬区は面的整備を行っている、都からの報告をみましても練馬区と完全に入っております。ところが、面的整備とはいうものの、どのようにこれが活用されているのかというのが全く見えてこないのです。こちらでも明らかにしていただきたいと思っております。

○会長

これは事務局が即答をするのは大変なテーマかと思いますが、何かお答えいただけますか。

○障害者施策推進課長

北町2丁目に開設予定の重度グループホームについては、まさにこれから、まずは設置をするということ。法人とどのようにやっていくかというところは、今は協議中ということでございます。

ここにつきましては、この場を借りて、またご報告をさせていただき、ご意見をいただければなと思っております。

面的整備の在り方についても、そこで併せてお話をさせていただきながら進めたいと思っております。面的という、どのようにやっていくのが効果的なのかというようなところは、皆様のご意見も頂戴しながら進めていければと思っております。

○委員

数点出ささせていただいた中で、新たな視点で、障害者の学びの場を推進するための基盤整備（生涯学習の推進）ということを書かせていただきました。

昨年度末に文部科学省から、生涯学習の推進、それに関して報告が出ております。基礎自治体のほうでもそれに関して推進する方策を進めていかなければならないということになっております。これはすぐに何がができるというわけではございませんが、この場で、そういう視点を持った議論もなされていくようにということをお願いしております。

○会長

ありがとうございました。それでは、次の質問どうぞ。

○委員

先ほどの2番目の北町2丁目に関する、開設予定の重度グループホームについてです。

昨年第1回目の公募のときに、手を挙げる法人がなかったというような過程の説明を受けたと思うんです。その後、2回目の募集でこちらの法人に決まったというようなご説明をいただいたんですけども。どのように決定に至ったのか。その辺の経緯は何もおっしゃっていなかったの。そこをお聞きしたいということ。それに伴って、ここの整備に関しては通常、都の整備事業の足りない分を区が補充する、プラスするという形の整備の仕方という、予算の出し方と認識していたんですが、北町2丁目に関してはその整備の金額が違うというような説明を、お聞きした気がして。十分に把握できなかったの、お聞きしたいなと思っています。

○障害者施策推進課長

まず一点目の、第1回では手が挙がらなかったということですが、人材確保のところが大きかったと理解しています。要は重度の方ですので、それなりの体制をつくらなければいけないところが課題だったということで、1回目のところは残念ながら事業者選定、事業者決定までには至らなかったというのが第1回目の状況です。

第2回目は、そここのところもまた整理をさせていただいて、今回決定をさせていただいたということになります。

もう一つのほうは、整備費の補助制度です。こういった建物をつくる時は非常にお金がかかりますので、例えば国庫補助ですとか、東京都の補助金というのを活用して整備をするというのが通常のスタイルでございます。

今回は東京都の補助金を活用してということだったんですが、東京都の補助金だけではかなり事業者のほうの負担がかなり大きいということでしたので、練馬区でも、そここのところは今回協議をさせていただいて、補助金の額を増やすという形で、整備を進めるというところでございます。

○委員

今、一番お聞きしたかったところが、2回目の公募をするに当たって整備したというところが、何をどう整備をしたのか、区として何を整備したら手を挙げられるような条件になったのか、そのところをお聞きしたかったということ。

それから、その整備補助について。区内NPO法人と社会福祉法人が、それぞれ重度グループホームを開所しました。

その際の整備補助はみんな同じですよ。つまり、東京都の補助金1ユニット2,100万円、区の補助金は300万円。その範囲でみんな努力して立ち上げています。そういうことから考えると、どちらにもバランスよく同じようにするのがいいんじゃないかと思いました。北町2丁目だけ特別に予算をとというのが、ちょっと腑に落ちなかったの、

そこをお聞きできればと思います。

○会長

これは大事な話でございますので。事務局、何か補足していただけますか。

○障害者施策推進課長

人員体制を確保できるような運営補助として公募させていただいたというところでございます。それで2回目に、手を挙げていただいたところが出たという形になります。

二点目でございますけれども、今回、重度障害者グループホームに加えまして、ショートステイ、それから相談支援事業を行うということになっております。地域生活支援拠点にも位置付けるというところが今回の北町の施設のところの大きなポイントというところもございまして、今回そのような部分についても、整備補助を併せて行ったというところでございます。

○会長

いかがでしょうか。これは継続して議論をしなければいけない大変大事なテーマであろうかと思えます。それから専門部会の議論にもなりますので、ぜひこれから深めていくということを通通了解にさせていただくということで、よろしゅうございますか。

私から一言コメントさせていただきます。今までの障害者向け施設の枠では対応できないニーズが、これから爆発的に増えると思っております。居住支援協議会というのがあるんですが、セーフティーネット住宅に、生活支援も含めたサポートするというような仕組みをつくらないといけないと思えます。

従来の居住継続が非常に難しい課題を抱えられた方、要するに同じようなカテゴリーを同じところに入れるのではなくて、多様な方たちを共同居住、シェアしながら進むという見解もあり得るわけで。

障害の問題は、東京都が都外施設という、あのときは全盛だったんです。だけど、今見ると大失敗だったわけです。そういうものをつくってきたという。従来型の枠ではなくて、横串に刺すような、ダイナミックな発想をそろそろ区の行政としてしなきゃいけないです。

○委員

グループホーム、地域移行では、終の棲家ではありません。入所施設もついのすみかではありません。これが今の施設の見学に行ったときに、その施設から出る言葉です。でも、私たち親は、やっぱり終の棲家じゃないことは分かっている、やっぱり入所というのがどうしても私たちが最後に頼る場所です。

それで、今会長がおっしゃいましたが、やはり居住支援協議会や、そういうことも利用しながら、やっぱり地域で生きていることは、ただ地域移行ですよというのではなくて、区の策として、地域移行は、本当は何を意味するか。ただグループホームは通過点ですよ、自立体験のところですよということではなくて。やはりもう少し地域移行というものを、幅広い面で今後検討していく時期が来ているかなと思っておりますので。

よろしく申し上げます。

○委員

居住支援協議会の報告と連携についてということで出させていただきました。

私、この自立支援協議会は何期か前に、この居住支援協議会というのが始まったときに、この委員だったので、練馬区でもぜひつくってくださいというお話をしていました。

今年度、練馬区でこれが開かれたということで、この自立支援協議会と居住支援協議会の連携をしていただければいいかなと思っています。

もう1点、相談支援事業所なんですけども。先ほど相談の話もあったのですが。うちの法人でも就労継続B型と付随して相談支援事業所を運営してるんですが。本当に赤字なので、やっても人件費にはならないですね。本当に件数を増やさないとやっていけないんですけど件数を増やすと質が落ちてしまうということで、なるべく質を落とさないようにすると、件数が増えないので収入が上がらないというところがあります。ぜひ区の独自の補助などを検討していただければと思います。

○会長

ありがとうございました。居住支援協議会は、しばしば住宅部局で運営されています。そうすると、福祉のことを分からないんです。福祉が事務局を共同で担うということもありますので、そこら辺はそれぞれの自治体の運営を工夫して、ぜひ、居住支援団体と、それから地域代表者を結び付けることによって安心して家を貸すということで、居住の場を広げるということは可能になりますから。どんどん障害の立場からも介入していただきたいという、そういう趣旨ではあるかと思います。

○障害者施策推進課長

居住支援協議会については、私どもの都市整備部というところでやっております。私もメンバーとして入っておりますので、頂戴したご意見は、反映させていきたいと考えております。

○会長

ありがとうございました。あるところではその住宅部門を福祉に持ってきたというところがありますし、いろんな工夫をしていただければと思います。地域移行って住宅に移るってことで、施設じゃないんですよね。施設は中間的な機能を果たすというか。専門部会でご検討をいただき、それが計画のほうにも書かれるんだと思いますので、ぜひ知恵を絞って考えていただきたいと思います。

議事進行もございますので、次に行きたいと思います。報告および協議事項ということで。次期障害者計画の策定について、事務局。次第の6をよろしく願いをいたします。

○事務局

(資料6の説明)

○会長

ありがとうございました。

○委員

この前々から疑問に思っていたのですが、第2次みどりの風吹くまちビジョン基本計画、それからそれに基づくアクションプランというのができておりますが。

この段階で障害者の団体、ないしは障害者からの意見が直接吸い上げられていないんですよね。

こういう状態で今回、障害者計画懇談会に意見を上げたところで、これはどういうことになるのかと。聞き流しの無責任な対応ということが、そういうことが予想されるんじゃないのということがあります。そういう意見があるということをしっかり受け止めていただきたいと思います。

○障害者施策推進課長

まず、ビジョンの策定に当たりましては、各障害者団体への説明会、パブリックコメント等も行わせていただいて、その際に、ご意見を頂戴しているというふうに考えております。

全てのご意見がそこに反映できるかというのは、また別の話ではございますけれども、その時々でご説明を差し上げて、ご意見を頂戴して、できるところをこのビジョンのほうに反映してきたというふうに考えております。

それから、今回の障害者計画、それから、付随して障害福祉計画、障害児福祉計画の3つを策定してまいります。その中での懇談会を設置します。障害者の分野での個別計画ということで、さまざまな、先ほども頂戴したような課題というのを、どうやって計画の中で位置付けて解決に結び付けていくかということが、この障害者計画の根幹と考えております。ぜひこの段階の中でも、こういったご意見を伺って、計画に反映していきたいと、このように私どもは考えております。ご理解を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

計画を所管する立場では大変課題が難しくなり始めているのは、地域共生社会ということ、国が言い出しております。東京都も多分それを受けざるを得ないと思います。そうすると、それは地域づくりの話だから、基本計画に非常に重要な要素になってくるんだという話にならざるを得ないわけです。

次に障害者虐待への対応状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○障害者施策推進課長

(資料7の説明)

○会長

ありがとうございました。非常に重要な統計も含めたご説明をいただきました。何かご質問、ご意見ございますか。

○委員

虐待の場合、見つけることが難しいというか、それを虐待だと感じるとか、判断するとか、通報するほどまでは考えるとかというところがすごく難しいなと思ったものですか。どういう立場から通報が多かったのかというのを1点お聞きしたいなと思いました。

○会長

ありがとうございました。これ、データの取り方と、データの整理がなかなか難しいですよ。要するに通報者の認識がありますよね。それを調査して、虐待認定するという場合と、そうは認定至らなかったという場合がある。それがどういうことなのかという。それと、受け止める、相談を受け止める場の力量がものすごく問題になります。受け止めの問題と、客観的な判断の問題で、いつもずれが起こるといいます。しかし、それはそういう通報がある背景がありますので。その背景を相当丁寧にウオッチしないと、これは虐待でないと、一概には言えない。それに至るいろんな問題があるということだけは確かでしょうし。いつも悩ましいなと思いつつながら。何か事務局としてレスポンスありますか。

○事務局

まず、通報者ですが、やはり本人から通報される方も一定程度いらっしゃいます。特に精神障害の方などは本人の通報の割合が多くなってございます。

その他、顕著なのが施設の職員さんから通報をいただくことです。朝、施設に利用者さんが通われてきたら顔にあざがあったとか、そういったところでもすごく心配をされて、区の方にご相談することなどあります。

それから、最初から虐待として相談する方以外に、こういうことは言っていないのかどうか分からないんだけどもというような前振りでも、こちらにご連絡いただくことはございます。その中で聞き取りなどをしていく中で、対応が必要だなといったような場合については、福祉事務所や保健相談所と連携しながら対応を進めていくといったようなケースがございます。

○会長

ありがとうございます。これは、やっぱり法律ができたということが。そして、こういう窓口が開いたということが大変大事だということをおぼろぼろ感じております。よろしく願いをいたしますと同時に、委員の皆さまもさまざまな形でご関心を持ちながらご配慮をいただけたらと思います。

○副会長

虐待についてですが、ものすごく数が少ないと思うんですね。法律上でも児童の虐待と同じ定義になっていて、通報義務も同じ通報義務になっています。私、さっき言いましたように一時保護所に行きますけど、私が行ってる保護所だけで、年間300人くらいあります。それから比べると少ないなど。実際臨床の現場で見ると、非常に微妙だけれども、虐待でいいんじゃないか、特に医療ネグレクトのような状態というのは結構あるんですね。

多分、恐らくこの法律自体がきちっと区民の方々が知らないから、そこに通報義務があることはご存じない。

それから、やっぱり虐待とって通報したときに自分が悪者になる気がする人が多いと思うんですね。それに、そういう必要はないんだということの啓発が足りないのかなと思うんです。多分こんな数じゃないはずですよ。もっとあるかもしれません。啓発については、頑張ってもらわないといけないんですが、よろしくをお願いします。

○会長

ありがとうございました。とりわけ児童虐待なんかは、やっぱりお医者さんの診療現場で、そういうことが結構発見されることもありますよね。大変大事なご発言をいただきました。ありがとうございます。

時間となりましたので、令和元年度第1回の障害者地域自立支援協議会、これで終了させていただきます。ありがとうございました。